

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管)(幼児教育・保育無償化円滑化事業を除く)

単位:千円

基金の名称		長崎県安心こども基金		
基金設置法人名		長崎県		
基金の額		今回造成額		0千円
		造成完了時における残高		981,109千円
		今回造成額		0千円
		造成完了時における残高		981,109千円
		(うち国費総当額)		
基金事業等の概要		保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するほか、すべての子ども及び家庭への支援並びにひとり親家庭及び社会的養護等への支援の拡充を図り、子どもを安心してそだてることができるような体制の整備を行う。		
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和11年度末		
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和11年度末		
	基金の解散予定時期	令和12年9月末		
基金事業等の目標		「子ども・子育てビジョン」による保育所の整備等、認定こども園等の保育需要への対応、保育士人材確保などの実施、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充、児童虐待防止対策の強化、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成		
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		事業費の交付手続きは、長崎県補助金等交付規則の適用を受けるほか、各事業について補助金交付要綱を制定し、適切に執行している。		
その他の事項				

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(文部科学省所管)

単位:千円

基金の名称		長崎県安心こども基金	
基金設置法人名		長崎県	
基金の額		今回造成額 0千円	
		造成完了時における残高 610,021千円	
		今回造成額 千円	
		造成完了時における残高 610,021千円	
(うち国費総当額)			
基金事業等の概要		保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するほか、すべての子ども及び家庭への支援並びにひとり親家庭及び社会的養護等への支援の拡充を図り、子どもを安心してそだてることができるような体制の整備を行う。	
基金事業等を 終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度末	
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和6年度末	
	基金の解散予定時期	令和7年9月末	
基金事業等の目標		「子ども・子育てビジョン」による保育所の整備等、認定こども園等の保育需要への対応、保育士人材確保などの実施、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充、児童虐待防止対策の強化、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		事業費の交付手続きは、長崎県補助金等交付規則の適用を受けるほか、各事業について補助金交付要綱を制定し、適切に執行している。	
その他の事項			

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管)(幼児教育・保育無償化円滑化事業に限る)

単位:千円

基金の名称		長崎県安心こども基金	
基金設置法人名		長崎県	
基金の額		今回造成額 0千円	
		造成完了時における残高 29,086千円	
		今回造成額 0千円	
		造成完了時における残高 29,086千円	
(うち国費総当額)			
基金事業等の概要		保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するほか、すべての子ども及び家庭への支援並びにひとり親家庭及び社会的養護等への支援の拡充を図り、子どもを安心してそだてることができるような体制の整備を行う。	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度末	
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和6年度末	
	基金の解散予定時期	令和7年9月末	
基金事業等の目標		「子ども・子育てビジョン」による保育所の整備等、認定こども園等の保育需要への対応、保育士人材確保などの実施、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充、児童虐待防止対策の強化、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		事業費の交付手続きは、長崎県補助金等交付規則の適用を受けるほか、各事業について補助金交付要綱を制定し、適切に執行している。	
その他の事項			